

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定
 - 指定居宅介護支援事業者の指定
 - 指定居宅サービス事業者等の指定
 - 漁業災害補償法の規定による同意の成立
- 【公告】
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

環境管理課

長寿社会課

”

水産課

建築指導課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第三百号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、同項に規定する区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

なお、形質変更時要届出区域の台帳は、岡山県環境文化庁環境管理課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 形質変更時要届出区域として指定する区域

津山市宮部下字榎風呂三五番五の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びにカドミウム及びその化合物

三 備考

1 指定する形質変更時要届出区域の詳細は、省略し、当該形質変更時要届出区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。

2 一に掲げる区域は、平成二十五年九月五日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。

平成26年5月20日 岡山県公報 第11585号

◎岡山県告示第三百一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成二十六年五月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ルック矢掛の郷居宅介護支援センター

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町矢掛二六六九―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社矢掛の郷

2 所在地

岡山県倉敷市昭和一丁目二番二二号

三 指定年月日

平成二十六年六月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二八〇〇四七八

五 サービスの種類

居宅介護支援

平成26年5月20日 岡山県公報 第11585号

◎岡山県告示第三百二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十六年五月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービス総社門田

2 所在地

岡山県総社市門田字元屋敷一八四―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

共成工業株式会社

2 所在地

岡山県倉敷市児島下の町四丁目五番二二号

三 指定年月日

平成二十六年六月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一一九七

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

◎岡山県告示第三百三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により、次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十六年五月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 区域 笠岡市漁業協同組合の地区のうち、旧白石島漁業協同組合の区域
- 二 区分 主として小型機船底びき網漁業を営む漁業

平成26年5月20日 岡山県公報 第11585号

〔二三八〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年五月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音軽部字下村一六〇二―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区津島京町三丁目三―五ラ・パルテール津島京町壱番館二〇一

藤井 宏彰

藤井 未央

三 許可番号

岡山県指令建指第四二〇号